

○ 議員定数等に係る地方自治法、公職選挙法等の規定

区 分	条 文
市町村議会の議員の定数 (地方自治法) 第91条 ※平成23年4月改正 平成23年8月施行 【注1】	① 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 ② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
地方公共団体の議会の議員の選挙区 (公職選挙法) 第15条	⑥ 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。 ⑧ 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。 【注2】
人口の定義 (公職選挙法) 施行令 第144条	法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。 【注3】

【注1】 改正前は、市町村議会の議員の定数について、人口区分に応じた上限数の範囲内において条例で定めなければならないとされていたが、平成23年の法改正により、人口区分に応じた上限数が撤廃され、それぞれの地方議会で定めるべき事項となった。

【注2】 本市では、昭和54年の改選時以降、平成23年の改選時を除いて公職選挙法第15条第8項ただし書を適用している。

【注3】 本市では、昭和47年の指定都市発足時、昭和57年の西区分区時及び平成11年改選時（春日市との境界変更）に県知事が告示した人口によつた。

○ 令和 7 年国勢調査人口（速報値）に基づく選挙区別議員定数

（単位：人）

選挙区	令和 9 年改選（定数 62 人の場合）			
	令和 7 年国勢調査速報値	配当率	人口比例	現行定数
東 区	339,735	12. ⁶⁵⁹ ④	1 3	1 2
博多区	264,220	9. ⁸⁴⁵ ③	1 0	9
中央区	216,368	8. ⁰⁶²	8	7
南 区	270,741	10. ⁰⁸⁸	1 0	1 1
城南区	134,096	4. ⁹⁹⁷ ①	5	6
早良区	225,111	8. ³⁸⁸	8	9
西 区	213,621	7. ⁹⁶⁰ ②	8	8
合 計	1,663,892	（整数計） 58 62	6 2	6 2

＜参 考＞

（単位：人）

選挙区	令和 5 年改選（定数 62 人）			
	令和 2 年国勢調査確定値	配当率	人口比例	現行定数
東 区	322,503	12. ⁴⁰¹	1 2	1 2
博多区	252,034	9. ⁶⁹¹ ②	1 0	9
中央区	205,501	7. ⁹⁰² ①	8	7
南 区	265,583	10. ²¹²	1 0	1 1
城南区	132,864	5. ¹⁰⁹	5	6
早良区	221,328	8. ⁵¹¹ ③	9	9
西 区	212,579	8. ¹⁷⁴	8	8
合 計	1,612,392	（整数計） 59 62	6 2	6 2

- （注） 1. 配当率 = 議員定数 × (各選挙区人口 ÷ 全市人口)
 2. 丸数字は端数繰り上げ順位。

議員1人当たりの人口(政令指定都市)

(令和8年6月現在)

政令指定都市	令和7年 国勢調査 速報値人口 (A)	条例定数 (B)	議員1人 当たり人口 (A)/(B)	順位 <small>(1人当たり人 口の多い順)</small>
横浜市	3,754,840	86	43,661	①
大阪市	2,808,624	70	40,123	②
名古屋市	2,345,892	68	34,498	③
札幌市	1,964,034	68	28,883	④
福岡市	1,663,892	62	26,837	⑤
川崎市	1,561,132	60	26,019	⑥
神戸市	1,497,630	65	23,040	⑦
京都市	1,431,713	67	21,369	⑩
さいたま市	1,345,016	60	22,417	⑧
広島市	1,172,423	54	21,712	⑨
仙台市	1,096,951	55	19,945	⑪
千葉市	994,970	50	19,899	⑫
北九州市	904,289	57	15,865	⑮
堺市	803,333	48	16,736	⑭
浜松市	765,750	44	17,403	⑬
新潟市	759,618	50	15,192	⑲
熊本市	730,854	48	15,226	⑱
相模原市	712,105	46	15,481	⑯
岡山市	707,916	46	15,389	⑰
静岡市	659,620	48	13,742	⑳

※大阪市、浜松市の条例定数は次の一般選挙より適用される数である。

○今期における議員定数の検討状況（政令指定都市）

（令和8年6月現在）

	今期定数	検討状況	検討期間	内 容	次期改選
札幌市	68	未検討	—		令和9年4月
仙台市	55	未検討	—		令和9年8月
さいたま市	60	未検討	—		令和9年4月
千葉市	50	検討中	令和8年6月～		令和9年4月
川崎市	60	検討中	令和8年2月～		令和9年4月
横浜市	86	未検討	—		令和9年4月
相模原市	46	未検討	—		令和9年4月
新潟市	50	未検討	—		令和9年4月
静岡市	48	未検討	—		令和11年3月
浜松市	46	検討済み	令和6年4月～ 令和8年3月	定数46人→44人(2減)	令和9年4月
名古屋市	68	未検討	—		令和9年4月
京都市	67	未検討	—		令和9年4月
大阪市	81	検討済み	令和5年4月～ 令和5年6月	定数81人→70人(11減)	令和9年4月
堺市	48	未検討	—		令和9年4月
神戸市	65	未検討	—		令和9年4月
岡山市	46	検討中	令和8年5月～		令和9年4月
広島市	54	検討中	令和7年12月～		令和9年4月
北九州市	57	未検討	—		令和11年1月
熊本市	48	未検討	—		令和9年4月

※定数の変更については、次の一般選挙より適用される。

○選挙区別議員定数の推移（平成11年改選時以降）

選挙区	令和5年改選時 定数62人			令和元年改選時 定数62人			平成27年改選時 定数62人			平成23年改選時 定数62人 (法定上限数72人)			平成19年改選時 定数63人 (法定上限数72人)			平成15年改選時 定数63人 (法定上限数72人)			平成11年改選時 定数63人 (法定数68人)		
	国調人口	配当率	定数	国調人口	配当率	定数	国調人口	配当率	定数	国調人口	配当率	定数	国調人口	配当率	定数	国調人口	配当率	定数	国調人口	配当率	定数
東	322,503	12.401	12	306,015	12.331	12	292,199	12.377	12	274,481	12.144	12	274,481	12.340	12	269,307	12.648 ^③	12	261,541	12.824 ^②	12
博多	252,034	9.691 ^②	9	228,441	9.205	9	212,527	9.002	9	195,711	8.659 ^④	9	195,711	8.799 ^①	9	180,722	8.487	9	169,337	8.303	9
中央	205,501	7.902 ^①	7	192,688	7.764 ^②	7	178,429	7.558 ^②	7	167,100	7.393	7	167,100	7.513 ^③	7	151,602	7.120	7	139,596	6.845 ^①	7
南	265,583	10.212	11	255,797	10.307	11	247,096	10.466 ^③	11	246,367	10.901 ^②	11	246,367	11.076	12	243,039	11.414	12	238,675	11.703 ^③	12
城南	132,864	5.109	6	130,995	5.278	6	128,659	5.450	6	128,663	5.693 ^③	6	128,663	5.785 ^②	6	126,468	5.939 ^①	6	124,224	6.091	6
早良	221,328	8.511 ^③	9	217,877	8.779 ^①	9	211,553	8.961 ^①	9	209,570	9.272	9	209,570	9.422	10	203,656	9.564 ^④	10	196,796	9.650 ^④	10
西	212,579	8.174	8	206,868	8.336 ^③	8	193,280	8.187	8	179,387	7.937 ^①	8	179,387	8.065	7	166,676	7.828 ^②	7	154,667	7.584	7
合計	1,612,392	整数計 (59) 62	62	1,538,681	整数計 (59) 62	62	1,463,743	整数計 (59) 62	62	1,401,279	整数計 (58) 62	62	1,401,279	整数計 (60) 63	63	1,341,470	整数計 (59) 63	63	1,284,836	整数計 (59) 63	63

(注) 1. 配当率 = 議員定数 × (各選挙区人口 ÷ 全市人口)

2. 丸数字は端数繰り上げ順位。

3. 平成11年、15年、19年、27年、令和元年、5年の改選時には公職選挙法第15条第8項ただし書を適用している。

4. 平成11年改選時は、春日市との境界変更に伴い、博多区、南区については県知事が告示した人口によった。（東、中央、城南、早良、西は平成7年国調人口）